

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより 2

第2回策定委員会を開催

「自治」「基本」.

「条例」を確認

去る11月17日、役場分庁舎において、第2回(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会を開催しました。

会議に先立ち、第1回策定委員会と、同日に開催された「まちづくり講演会(四日市大学 岩崎恭典教授による講演)の内容を振り返りました。

各委員からは、「全体像が見えた。」「必要性が理解できた。」などの意見が出されました。

～ 検討内容 ～
住民自治の意義について
他市町の自治基本条例について
町の現状と課題について
など

また、会議では、策定委員が共通の理解のもとに今後の作業が進められるよう、「自治とは何か」「基本とは何か」「条例とは何か」について確認をしました。

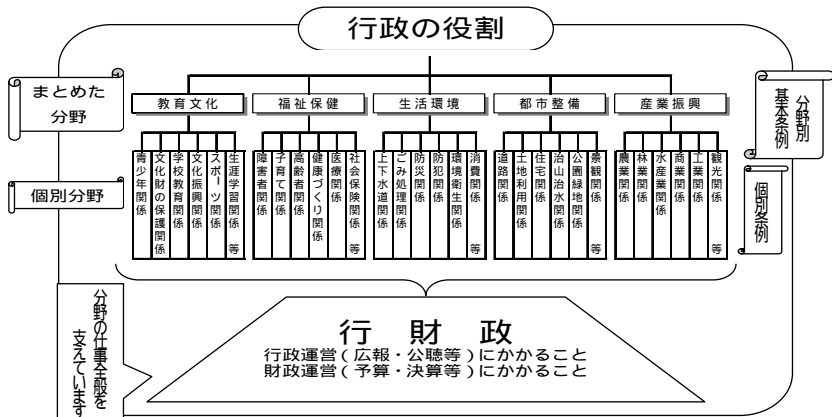
箱根町には、158の条例があり、町ホームページ上に掲載してあります。

協働に向け

行政の動きを知ろう

町では、平成21年4月の条例施行に向けて動き出しましたが、自治基本条例を制定した自治体は、ほんの一部であることが紹介されました。

また、自治基本条例は、行政と住民が協働するためのルールづくりであることから、行政の仕組みについても確認を行いました。



委員からは、わかるようで、わからない「行政の役割(上の表)や仕組み」についての説明に、「なるほど」との声がありました。

箱根らしさって

何だろっ

自治基本条例には、「箱根らしさ」について、盛り込んでいくことを確認しました。

その中で、一番の箱根らしさは、「国際観光地」であることが共通の意見でした。また、他の観光地との違いは、高低差による恵まれた自然景観をはじめ、首都圏に近いことなどの意見がありました。今後、条例を策定していくうえでキーワードとなる「箱根らしさ」については、さらなる意見を出し合うため、次回委員会までの検討課題としました。

